

## 世田谷区外部評価委員会設置要綱

平成17年11月1日  
17世行第36号

### (目的及び設置)

第1条 区が実施する行政評価について、区民及び学識経験者等による意見、提案等を取り入れることにより、評価の客観性・信頼性を確保するとともに、区民との協働と行政経営の改革・改善を推進するため、世田谷区外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 特定課題に係る事業について評価を行うこと。
- (2) 行政評価の仕組み・手法の改善に関すること。
- (3) 行政経営及び計画推進の改善に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する8名以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 4名以内。
- (2) 区民 4名以内。

2 委員の任期は2年（年度単位）とする。

3 任期途中で委員が退任した場合は、新たな委員を補充するものとし、その委員の任期は、前任者の残任期期間とする。

### (委員)

第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 委員は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会以外の者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は、これらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の事務局は、政策経営部政策企画課におき、委員会の庶務等を処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 2月15日より施行する。